

建設関連業務に関する入札結果等公表要領

1 公表対象

入札結果等の公表対象は、佐賀県が発注する建設関連業務（測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務等）とする。ただし、次のものは公表対象としない

- ① 県の行為を秘密にする必要がある場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約によることとしたもの
- ② 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定（予定価格~~200-100~~万円以下）により随意契約によることとしたもの

2 公表内容

(1) 一般競争入札（条件付を含む）に付した場合

- ① 競争参加資格確認申請書を提出した業者名
- ② 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由
- ③ 入札結果

ア 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額（総合評価落札方式の場合は入札者の商号又は名称及び技術評価点並びに入札金額及び評価値）並びに落札者の商号又は名称及び落札金額（総合評価落札方式の場合は落札者の商号又は名称及び技術評価点並びに落札金額及び評価値）

イ 総合評価落札方式の場合は入札者の商号又は名称、技術提案の配点及び評価点、企業の経験・能力の配点及び評価点、配置予定技術者の配点及び評価点、配点合計及び評価点、（JVの場合は入札者の商号又は名称、技術提案の配点及び評価点、代表者の企業の経験・能力の配点及び評価点、代表者の配置予定技術者の配点及び評価点、配点合計及び評価点）

（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約による場合においては、契約の相手方及び契約金額についても公表する。）

- ④ 最低制限価格未満の入札者の商号又は名称（最低制限価格制度を適用した場合に限る。）
- ⑤ 低入札価格調査制度を適用した場合の審査結果
- ⑥ 予定価格（消費税及び地方消費税額を含まない。）
- ⑦ 最低制限価格（最低制限価格制度を適用した場合に限る。また、消費税及び地方消費税額を含まない。）
- ⑧ 低入札調査基準価格（低入札価格制度を適用した場合に限る。また、消費税及び地方消費税額を含まない。）

(2) 指名競争入札に付した場合

- ① 指名した者の商号又は名称
- ② 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額並びに落札者の商号又は名称及び落札金額
(地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約によることとした場合においては、契約の相手方及び契約金額についても公表する。)
- ③ 最低制限価格未滿の入札者の商号又は名称(最低制限価格制度を適用した場合に限る。)
- ④ 予定価格(消費税及び地方消費税額を含まない。)
- ⑤ 最低制限価格(最低制限価格制度を適用した場合に限る。また、消費税及び地方消費税額を含まない。)

(3) 随意契約によることとした場合

- ① 契約の相手方
- ② 契約金額
- ③ 予定価格

3 公表時期

- (1) 一般競争入札及び指名競争入札に付した場合落札者決定後速やかに公表する。
- (2) 随意契約によることとした場合契約の相手方の決定後速やかに公表する。

4 公表場所

公表は、入札を執行する課又は所若しくは県ホームページにおいて行う。

5 公表方法

閲覧により公表するもの(県ホームページにより公表するものを除く)

- (1) 一般競争入札に付した場合
 - ・競争参加資格確認結果書(様式第1号)
 - ・入札予定・結果表(標準様式第2号、標準様式第2号-1)
※様式第2号-1は、総合評価落札方式に限る。
 - ・低入札価格調査制度を適用した場合の審査結果(標準様式第4号)
- (2) 指名競争入札に付した場合
 - ・入札予定・結果表(標準様式第2号)
- (3) 随意契約を行った場合
 - ・随意契約結果書(様式第3号)

6 県ホームページによる入札結果等の公表

佐賀県電子入札システムにより競争入札及び随意契約を行った場合は、入札予定・結

果表（標準様式第2号、標準様式第2号－1）を県ホームページにより公表する。

更新頻度は、毎週火曜日及び金曜日（休日の場合は次の開庁日）とし、佐賀県県土整備づくり本部入札・検査センターにて手続きを行う。

なお、この場合で競争入札参加資格が無いと認めた者がいる場合は競争参加資格確認結果書（様式第1号）を閲覧により公表する。

7 公表期間

公表期間は、当該年度及び翌年度とする。

8 公表内容に関する問合せ

公表した事項についての問合せに対しては、閲覧又は県ホームページの方法により公表している旨を伝えるものとする。

附 則

1 この要領は、平成14年1月1日から施行する。

2 建設工事等に係る入札結果等公表要領（平成7年9月29日監第1378号通知）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年6月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年11月1日以後に公告又は指名通知を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。